

公益社団法人日本栄養士会・一般社団法人日本在宅栄養管理学会
「在宅栄養専門管理栄養士」制度規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人日本栄養士会（以下「日本栄養士会」という。）が一般社団法人日本在宅栄養管理学会（以下「日本在宅栄養管理学会」という。）と共同して認定する在宅栄養専門管理栄養士制度（以下「本制度」という。）を定め、目的、名称、認定委員会、申請資格、認定条件、専門研修、認定試験、資格認定、認定期間、資格更新、認定資格の喪失について定めるものである。

(目的)

第2条 在宅療養者における複雑で解決困難な栄養の問題を有する重症疾患等の個人や集団に対して、高度な知識や技術を有し、個々の生活状況を踏まえた在宅栄養管理を通じて QOL の支援ができ、かつ在宅栄養管理にかかわる地域の他（多）職種と協働するための栄養管理システムの構築に携わり、その継続した協働ができる者を、日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会が認定することを目的とする。

(名称)

第3条 この制度により認定される名称は、在宅栄養専門管理栄養士とする。

(認定委員会)

第4条 認定を行うため、日本栄養士会内に認定委員会を置き、日本栄養士会会長および日本在宅栄養管理学会理事長が任命した委員をもって組織する。

- 2 認定委員会は在宅栄養専門管理栄養士を希望する者の資格審査および試験など、資格認定に係ることを行う。
- 3 認定委員会の運営に関しては別に定める。

(申請資格)

第5条 在宅栄養専門管理栄養士の申請資格は次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 日本国の管理栄養士免許を有し、管理栄養士として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会の会員であること。
- (3) 公益社団法人日本栄養士会特定分野認定制度 一般社団法人日本在宅栄養管理学会認定「在宅訪問管理栄養士」の取得者であること。
- (4) 第6条の認定条件を満たしていること。

(認定条件)

第6条 実務経験歴、在宅療養者にかかわる栄養管理の従事歴等の基礎的要件と指定する専門研修の修了等の要件を満たしていることを認定条件とする。

- 2 認定条件に関し必要な事項は別に定める。

(専門研修)

- 第7条 認定委員会は、在宅栄養専門研修を企画し運営する。
- 2 企画運営のために、研修小委員会を設置する。
 - 3 研修小委員会の運営、その他研修実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定試験)

- 第8条 認定のために在宅栄養専門管理栄養士試験を実施する。
- 2 企画運営のために、試験小委員会を設置する。
 - 3 試験小委員会の運営、その他試験実施に関し必要な事項は別に定める。

(資格認定)

- 第9条 日本栄養士会および日本在宅栄養管理学会の理事会は、認定委員会からの資格審査及び認定試験結果に基づき審議し、在宅栄養専門管理栄養士を認定する。
- 2 認定登録に関し必要な事項は別に定める。

(資格更新)

- 第10条 認定を受けた者は、認定期間は5年間とし、5年毎の更新とする。
- 2 資格更新に関して必要な事項は別に定める。

(認定の取り消し)

- 第11条 在宅栄養専門管理栄養士が日本栄養士会あるいは日本在宅栄養管理学会を退会、その他認定の条件に欠けることが生じた場合、日本栄養士会会長および日本在宅栄養管理学会理事長は認定委員会の議を経て、資格を取り消すことができる。

(附則)

この規約は、2021年3月21日から施行する。